

令和2年度 長崎地方最低賃金審議会 第1回専門部会議事要旨

1. 日 時：令和2年8月3日（月） 午前10時36分～午前11時49分
2. 場 所：長崎労働局8階会議室
3. 出席者：公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名
4. 議題
 - (1) 長崎県最低賃金専門部会運営規程について
 - (2) 長崎県最低賃金基礎調査結果等について
 - (3) 長崎県最低賃金の改定について
 - (4) その他
5. 議事要旨
 - (1) 長崎県最低賃金専門部会運営規程について
事務局より「長崎県最低賃金専門部会運営規程」について説明を行った。
 - (2) 長崎県最低賃金基礎調査結果について
事務局より「長崎県最低賃金基礎調査結果(労働者数・事業所数による復元)」について説明を行った。
 - (3) 長崎県最低賃金の改正について
 - ①労働者側委員の意見
 - ・ 現行の最低賃金790円の水準は依然として低く、また、地域間格差是正は急務であり、早急に800円台への改定を行うこと。
 - ・ 昨年10月の消費税増税により、実質賃金が目減りしており、この目減りは消費の鈍化を招き、経済の再生を遅らせること。
 - ・ 最低賃金近傍で働く労働者の処遇改善が必要であること。
 - ・ 春季生活闘争での「春季賃上げ妥結状況」の連合集計結果を尊重すること。
 - ・ コロナ禍で中小企業経営や雇用が大変厳しい局面にあるが、最低賃金改定の停滞は許されないこと。
 - ・ コロナ禍で大変厳しい経営環境にあることから、中小組合の賃上げ率2.17%の引上げを主張する。
 - ②使用者側委員の意見
 - ・ 通常であれば第4表にて、最低賃金のルールに則して審議を行うが、今年度においてはコロナの影響が各種経済に対して今世紀最大の影響を及ぼしている。
 - ・ ここ3年間、第4表を無視した強引な3%の引上げに対する疑念をもっている。
 - ・ 当面の経済対策、企業が生き残る手段として、790円から過去3年間の第4表との引上げ率の差額の累積分のマイナスを主張する。
 - (4) 今後の審議日程について
事務局より次回の審議日程について説明を行った。
第2回専門部会 8月5日（水）9：30～
第3回専門部会 8月7日（金）9：30～